

令和 8 年度子ども食堂等における食育の推進事業運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度子ども食堂等における食育の推進事業運営業務

2 目的

本事業は、石川県（以下、「県」という。）内の子ども食堂等における食育を推進するため、「企業版ふるさと納税制度」を活用して、県産農産物を子ども食堂等へ提供するものである。

また、県産農産物の提供にあわせて、産地や特徴、生産者の取組内容などをわかりやすく伝えることにより、子ども食堂等利用者の食育や地産地消への理解を深めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務要件

(1) 「企業版ふるさと納税制度」による寄附企業の募集

- ① 受託事業者は、本事業の目的に賛同し、企業版ふるさと納税制度による寄附に協力いただける企業を募集するほか、寄附の意思がある企業を県に紹介する。（寄附受納の手続きは県が行う）
- ② 委託上限額を超える寄附金を集める場合は、事前に県と協議する。

(2) 子ども食堂等への県産農産物の提供

① 提供団体（対象）について

次のア及びイを「子ども食堂等」という。

ア 県内において子ども食堂を実施する団体

（主に子どもを対象にした無料または定額の食堂であり名称は問わない。

申込時に、活動実績や事業計画について確認する。）

イ 県内において子ども宅食を実施する団体

（子育て支援を主な目的として、子どもがいる家庭に直接食品を提供する活動。拠点に食品を取りに行くフードパントリーは除く。）

② 提供品目及び時期について

県産の旬の農産物を提供する。提供する量は、子ども食堂等の利用者に対し

て十分な量とする。

提供品目及び提供時期は、県と協議する。

提供回数は、寄附金額や提供品目に応じて増減する場合があるが、希望する子ども食堂等に対しては漏れなく提供を行う。

③ 調達・提供方法について

市場で調達した農産物を市場関係者と連携して、拠点となる食支援団体に配送する。各子ども食堂は拠点となる食支援団体へ取りに行く。

拠点となる食支援団体に取りに行く負担が大きいと見込まれる子ども食堂に対しては、その負担軽減に努める。

④ 企業版ふるさと納税制度による寄附との関係について

県産農産物の提供に係る費用（主に食材購入、輸送に係る費用）に足りる額の寄附受納が確定してから、子ども食堂等あての案内を開始する。

⑤ 子ども食堂等からの申込受付、受取方法や提供日時などの調整

子ども食堂等の様々な事情を考慮し、可能な限り子ども食堂等にとって負担の少ない申込方法・受取方法を検討し、調整すること。

(3) 子ども食堂等における食育の推進

① 子どもや子ども食堂等スタッフ向けのPR資材の作成

県産農産物の産地や特徴、生産者による取組内容などへの理解を深め、農業や県産農産物に関心や親しみを感じることができるPR資材を作成する。PR資材は、県産農産物の提供に併せて、子ども食堂等へ送る。

② 子ども食堂等による食育の実施状況の把握

県産農産物の提供を受けた子ども食堂等の利用者や運営者等へのアンケートを実施し、参加者の感想や事業の効果等について聞き取りを行う。

5 業務執行体制

- ・正副2人を担当者とする。
- ・上記担当者は、本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、事業内容や進捗状況について、県と十分な協議の上、密に連携して行う。
- ・業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、県と協議の上、決定するものとする。

6 成果品

(1) 業務完了報告書

実施した業務の内容、業務の効果、子ども食堂等の運営者や利用者の声などを取りまとめ、報告すること。なお、県は業務完了報告書に基づき、事業成果を公表することがある。

(2) 電子データ

業務完了報告書については、電子媒体により提出すること。

(3) 提出期限

令和9年3月31日

7 その他

(1) 本契約により作成された成果品の著作権は県に帰属する。

(2) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託料に含む。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(3) 県からの提供以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

(4) PR資材の製作等については、県と受託者が協議して変更する場合があります。

(5) 本仕様書に定めがない事項であっても、県が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で実施するものとする。

(6) 県は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について支障のない範囲で協力する。

(7) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が増えることがないようにすること。また、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。

(8) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ解決する。

(9) 業務内容について、都合により一部変更する場合があります。また、業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。